

令和 8 年度那覇市学校給食残菜回収業務委託（A 地区）契約書（案）

那覇市（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）
とは、学校給食残渣及び残飯回収業務について次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第 1 条 甲は、別紙仕様書に定める那覇市の委託施設の学校給食によって生じる残渣及び残飯回収業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第 2 条 この契約による委託期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（委託業務の範囲）

第 3 条 甲が乙に委託する業務の範囲は別紙業務委託仕様書のとおりとする。

（委託料）

第 4 条 契約金額は、第 2 条の履行期間に係る総額として、金 円（うち消費税及び地方消費税額
円）とする。なお、支払については、月毎に行い、その月毎の支払額は別表のとおりとする。

2 乙は、各月の業務が終了した後 10 日以内に、各月分の報告書及び委託料請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は前項の報告書及び委託料請求が正当であると認めたときは、30 日以内に乙に対し委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第 5 条 那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号に基づき、甲は乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の処理方法）

第 6 条 乙は、委託業務の処理に関し、別紙仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

（調査等）

第 7 条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随意に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務や処理に関して必要な指示を乙に与えることができる。

（再委託の禁止）

第 8 条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託することができない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（解除等）

第 9 条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

（1）乙がこの契約に違反したとき。

（2）乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

（3）乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(4) 乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

（損害賠償）

第10条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償する責めを負うものとする。第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の費用）

第11条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義則）

第12条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義の決定等）

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 8 年 4 月 1 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
 那覇市
 那覇市長 知念 覚

乙

別表

履行月	支払額		
令和8年4月分	円	(うち消費税及び地方消費税額	円)
令和8年5月分	円	(うち消費税及び地方消費税額	円)
令和8年6月分	円	(うち消費税及び地方消費税額	円)
令和8年7月分	円	(うち消費税及び地方消費税額	円)
令和8年8月分	円	(うち消費税及び地方消費税額	円)
令和8年9月分	円	(うち消費税及び地方消費税額	円)
令和8年10月分	円	(うち消費税及び地方消費税額	円)
令和8年11月分	円	(うち消費税及び地方消費税額	円)
令和8年12月分	円	(うち消費税及び地方消費税額	円)
令和9年1月分	円	(うち消費税及び地方消費税額	円)
令和9年2月分	円	(うち消費税及び地方消費税額	円)
令和9年3月分	円	(うち消費税及び地方消費税額	円)
合計	0 円	(うち消費税及び地方消費税額	0 円)